

労働条件の変更をめぐるトラブル事例 と円滑な就業規則の改訂について

労働トラブル防止総合講座

主催：愛知県下各労働基準協会

企業の賃金制度、労働時間制度等が不変であることはありえず、社会情勢の変化と企業の一層の繁栄をめざし、働くルールを定める就業規則は、絶えず見直し改善する必要があります。

しかし、就業規則改訂による労働条件の変更は、時として広範囲あるいは一部の労働者に不利益をもたらせ、労働契約法では労働条件の不利益変更は限定された場合にしか認めていません。

これを考慮せず安易に労働条件の引き下げを伴う変更を行うと、変更無効、賠償を求める労働者からの訴訟等大きな問題に発展することがあります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、下記をテーマとする円滑な労働条件変更の手順をめぐる「**労働トラブル防止総合講座**」を開催いたします。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●日 時 平成26年10月9日(木)

午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

クリスタル観光バス事件(平成19年大阪高裁)

成果主義賃金の導入による変更を、減給30%以上となり、代替措置、経過措置もなく、必要性がなく不利益性が大きく合理性がないとして無効とした。

函館信用金庫事件(平成12年最高裁)

週休2日実施に伴う平日の25分勤務延長変更を、国の政策とサービスの維持から必要性があり、不利益の程度も大きくなく合理性があり有効とした。

賃金制度変更で来月から
給料2割カットだなんて



労働条件の変更をめぐるトラブル事例と 円滑な就業規則の改訂について

宮澤俊夫法律事務所 所長

愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事

弁護士 宮澤俊夫氏



●対象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

●費用 会員 1回 6,170円 非会員 1回 8,220円（資料代・税を含む）

4回目以降の内容（開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第4回 平成26年 12月5日（金）	非正規労働者をめぐるトラブル事例と 採用から退職までの留意点について	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美 穂 氏
第5回 平成27年 2月27日（金）	労働災害をめぐるトラブル事例と 企業の安全配慮義務について	福岡宗也法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄 司 俊 哉 氏

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行へお振り込みください。
また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

会場略図

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電話（052）961-1666
FAX（052）962-1670



振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店
普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
※恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

会員番号 ※						平成	年	月	日
事業場名					TEL	()	-		
					FAX	()	-		
事業内容					労働者数	人			
所在地	〒								
ご出席者	氏 名				所属部署・職名		受 講 日 (レを付けて下さい)		
	(フリガナ)						<input type="checkbox"/> 10月9日 <input type="checkbox"/> 12月5日 <input type="checkbox"/> 2月27日		
	男・女								
	(フリガナ)						<input type="checkbox"/> 10月9日 <input type="checkbox"/> 12月5日 <input type="checkbox"/> 2月27日		
男・女									
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者（部署名 様）				

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 H26.5
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく
 目的外の利用を行うことはありません。